

資料 2

規程改正の概要

題名	地方独立行政法人山梨県立病院機構における研究活動上の不正防止等に関する規程の一部改正
趣旨	地方独立行政法人山梨県立病院機構における研究活動上の不正防止等に関する規程に「研究者の責務」に関する規定を追加する。
改正の内容	<p>1 経緯 地方独立行政法人山梨県立病院機構が平成29年度の科学研究費助成事業に公募するに先立ち、平成29年3月16日に「地方独立行政法人山梨県立病院機構における研究活動上の不正防止等に関する規程」を制定した。</p> <p>平成29年10月に科学研究費を申請するに先立ち、科学研究費を適正に取り扱う体制が整備されているかのチェックリストを文部科学省に提出したところ、独立行政法人日本学術振興会で示している雛形に沿った規定とするよう指導があった。</p> <p>このため、不正防止等に関する規程の改正を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 規程に「研究者の責務」を追加する。</p> <p>(2) (1) の追加に伴い、規定の整備（条ずれ）を行う。</p>
施行期日	平成29年12月13日から施行する。
備考	

地方独立行政法人山梨県立病院機構における研究活動上の不正防止等に関する規程

新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第2条の2 略	第1条・第2条の2 略
(研究者の責務)	
第3条 研究者は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行つてはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。	
2 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。	
第4条～第8条	第3条～第7条
(情報の伝達を確保する体制の確立)	
第9条 総括管理責任者は、第4条に規定する運営・管理体制及び研究費の使用に関する取扱いについて研究者及び事務職員に周知を図るとともに、次に掲げる事項により機構の内外からの情報伝達の確保を行う。	
(1)・(2) 略	
第9条の2～第11条 略	第8条の2～第10条 略
第12条 略	第11条 略
2 前項のモニタリングは、全ての研究費の執行に関して、第8条第2項の規定に準じて処理を行う。	2 前項のモニタリングは、全ての研究費の執行に関して、第7条第2項の規定に準じて処理を行う。
第13条 略	第12条 略